

1. 短時間労働者の社会保険適用拡大へ — 今後の法改正の流れにご注意を

令和6年10月から、短時間労働者の社会保険加入についての企業規模要件が「従業員101人超」から「51人超」へと引き下げられることは、皆さまの記憶にも新しいところかと思えます。

そして、さらに将来に向けた法改正が進んでいます。令和7年6月13日、「年金制度の機能強化を目的とした法律」が国会で成立し、短時間労働者に対する社会保険の適用が、段階的に広がっていくことになりました。

主な改正点は次のとおりです。

- ① **短時間労働者の適用要件の見直し**：賃金月額要件(8.8万円以上)を撤廃、企業規模要件を令和9年10月から令和17年10月にかけて段階的に撤廃（例：令和9年10月～35人超、11年～20人超、14年～10人超、17年～すべての企業へ）
- ② **個人事業所への適用拡大**：これまで適用外だった「常時5人以上を雇用する一部業種の個人事業所」にも適用（※既存事業所には経過措置あり）
- ③ **保険料負担への支援策**：適用拡大により保険料負担が増える企業に対し、労使折半を超えて事業主が負担した分を公的に支援する制度を設ける方針です。



今後は雇用保険の適用範囲の見直しも検討されており、企業の労務管理においては、より一層の情報収集と対応が求められます。詳細は厚生労働省ホームページにて随時更新されていますので、ぜひご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

2. 改正安衛法の熱中症対策とは

2025年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行され、企業における熱中症対策が義務化されました。これは、近年の猛暑の常態化と、それに伴う職場での熱中症による労働災害の増加を背景に制定されました。特に建設業や製造業など、高温環境下での作業が避けられない業種においては、労働者の命を守るための実効性ある対策が求められています。

対象となるのは、WBGT値28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を超える作業を行う事業場を有する事業者です。屋内外を問わず、該当する作業があれば義務の対象となります。事業者が行うべき対策は、次のとおりです。

- ① **報告体制の整備**：労働者が熱中症の症状を自覚した場合、または他の労働者が異常を発見した場合に、速やかに報告できる体制の構築
- ② **実施手順の作成**：熱中症の症状が疑われる場合の対応手順を明確にし、作業場ごとに適切な措置を講じる。例えば、作業からの離脱、身体のコールド、必要に応じた医師の診察など。
- ③ **関係者への周知**：労働者に対し、熱中症対策の重要性や具体的な対応方法を周知し、適切な教育を実施。



これらの義務を怠った場合、6カ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科される可能性があります。罰則以上に、熱中症による健康被害の深刻さを考えれば、今回の法改正で必要な対策の方向性が示されたことは、現場にとっても安心感につながるものです。適切な対策を講じることで、熱中症による労働災害を防ぎ、健康的な職場環境を維持しましょう。

● 編集後記 ●

6月末に中国へ返還されるアドベンチャーワールドの4頭のパンダに会いに行ってきました。入場に1時間、観覧にはさらに90分並びましたが、愛らしい姿を目に焼きつけることができ、本当に良い思い出になりました。会場には大勢の来場者と、それを支える多くのスタッフの姿がありました。このにぎわいもやがて見られなくなるのかと思うと、一抹の寂しさを覚えました。白浜の観光業やアドベンチャーワールドの雇用への影響も気になるところです。日本で生まれ育ったパンダたちが、中国でも元気に暮らせますように。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子（登録NO.13050514）
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集：社会保険労務士（武蔵野統括支部）
 メンバー：秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山